

スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務委託に係る 企画提案公募の実施について

1 目的

島根県が実施する「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」の委託契約先を決定するため、次のとおり企画提案公募を実施します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、支援対象事業者が支援を経て事業成果を得るために、同一の受託者による継続的な支援が必要であるため、年度毎の必要予算が議決され、且つ令和9年度の委託業務の内容について県と合意できた場合に限り、令和9年度も令和8年度の受託者と引き続き契約を締結する。ただし、その場合において、単年度ごとに委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約する。

(3) 業務内容

「スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務」仕様書のとおり

(4) 委託料の上限 31,168千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

3 参加資格

(1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 次の各号を満たすこと。

ア 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

エ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

ク 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- ケ 島根県税を滞納していない者であること。
- コ 複数のコンソーシアムの構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員及び単独の法人として重複参加していないこと。
- (3) 委託業務終了までの間、8記載の担当課との連絡調整が隨時行えると判断できること。

4 募集に関するスケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案公募参加表明書（様式1）の提出を受け付け、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 事前説明会

- ア 日時 令和8年2月25日（水）11:00～12:00
- イ 開催方法 オンライン（Z o o m）
- ウ 参加方法 令和8年2月19日（木）午後5時までに8記載の担当課へメールにて参加申込を受け付ける。なお、メール送付の際は、件名に委託業務名、メール本文に事前説明会参加の旨及び、事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。参加希望者には、事前説明会の前日までにZ o o mU R Lを本県担当者より送付する。

(2) 内容に関する質疑

- ア 提出期限 令和8年3月4日（水）午後5時必着
- イ 質問方法 質問票（様式2）[PDF・Word]で行うこと（郵送又はメール）。
- ウ 回答 回答は、令和8年3月9日（月）を目途に8記載の担当課ホームページに掲載する。

(3) 企画提案の参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和8年3月4日（水）午後5時必着
- イ 提出書類 5の(1)に掲げる書類一式
- ウ 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参による

(4) 提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時必着
- イ 提出書類 5の(2)及び(3)に掲げる書類一式
- ウ 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参による

5 企画提案にかかる提出書類

(1) 企画提案の参加表明

企画提案公募参加表明書（様式1）[PDF・WORD] 1部

【添付書類】

- ・島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可） 1部
- ・消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可） 1部
- ・法人等の概要がわかるもの（会社案内等） 1部

※コンソーシアムによる参加の場合は、上記の書類について構成員すべての書類及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること

(2) 企画提案書（任意様式） 6部

- ア 用紙の大きさはA4判、横書きとする（図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。）。
- イ 企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは別添「スマート・ビジネス育成プログラム実施業務」企画提案公募実施要領の6を参照のこと。

(3) 見積書（任意様式） 1部

- ア 見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。
- イ 提案項目毎に明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。

6 選定方法

(1) 選定方法

島根県中山間地域・離島振興課内に関係部署等で構成された審査委員会を設置し、審査委員会において業務の内容に最も適する企画を提案した者を本業務の受託者として選定する。

(2) 審査結果の公表

審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

(3) 企画提案に係る留意事項

- ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格がないとした者に対しては支給しない。
- イ 企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、企画提案公募参加表明書（様式1）に記載された金融機関口座に振り込む。
- ウ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。
- エ 提出された書類一式については、返却しない。

7 契約等

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。
- ・委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- ・契約金額については、採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- ・本業務にかかる予算は、令和8年2月議会に提案中であり、予算が成立しなかった場合は契約を行わない。また、本業務の一部又は全部について国の交付金の内示が得られない等、当初予定していた財源が確保できない場合は、契約を行わない又は事業内容を変更することがある。

8 提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係（担当：景山）

TEL : 0852-22-6449

E-mail : chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

URL : https://www.pref.shimane.lg.jp/chuusankan_ritou/

9 要領等

- ・企画提案公募実施要領[PDF]
- ・仕様書[PDF]
- ・企画提案公募参加表明書（様式1）[PDF・WORD]
- ・質問票（様式2）[PDF・WORD]